

第8回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成31年1月17日（木）13：34～14：57

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第8回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 有識者意見、各会派意見を踏まえての課題

資料2 - 1 これまでの議論を踏まえて検討すべき事項

資料2 - 2 三重県議会災害対策会議（仮称）の位置付けについて

資料3 - 1 緊急事態発生時の対応にかかる議案審議の簡素化について（案）

資料3 - 2 災害等における知事の専決処分の検討について

資料3 - 3 地方自治法第180条の専決処分（他道府県の状況：予算・契約分抜粋）

資料4 大規模災害に対する他県議会の対応事例

中嶋座長：只今から、第8回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催したいと思います。本日の進め方についてございますが、事項書をご覧ください。大きく3項目ございます。まず、1項目目としまして、前回有識者としてお招きしました、鍵屋先生からのご意見、それから各会派から出てきました意見を踏まえての課題を整理しまして、それに対する正副座長としての対応案を考えましたので、それについてのご議論をいただきます。それが終わりましたら、これまでの議論を踏まえて確認すべき事項がございますので、これについての委員間討議をお願いします。3項目目としまして、これは新たな検討項目でありますけれども、議案審議の方法等、具体的には議案審議の簡素化や専決処分について、正副座長案をお示ししまして、委員間討議をお願いしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでははじめに、有識者意見、各会派意見を踏まえての課題についてですが、前回の鍵屋教授からいただいた意見及び各会派からの意見を資料1として整理しました。資料1をご覧ください。全部で11項目ございますが、1項目ずつ検討していきたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、「応急対策期には監視・評価は不要ではないか」という鍵屋先生のご意見がございました。その要旨はここに

書いてあるとおりですけれども、応急対策の時は、県と本当に心をひとつにして、県民の命を守っていくという方向性がいいのではないかと考えてございます。ちなみに現行の該当部分としましては、指針としての目的としまして、「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、」等のところで、県議会が議事機関として危機発生時においてもしっかりと、その監視・評価、国等に対する意見の表明等の役割を果たしていくことが必要という主旨の目的が書いてございます。これにつきましては、私ども正副座長としては、現行どおりのままでいいんじゃないかなと、指針の目的のところでございますので、監視・評価が不要というところまで申し上げる必要はないんじゃないかなという考え方でございますが、これにつきましては、皆様のご意見を伺いたいと思います。如何でしょうか。

中森委員：指針どおりですね、目的もきちんと基本的には正副座長のとおり、現行どおりでいいんじゃないかなというふうに思います。

中嶋座長：ほか如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：冒頭の目的のところということで、現行のままとさせていただきます。

次に2項目目でございます。「県民の生命を守ることを第一とすることを強調した方がいいのではないか」という鍵屋先生のご意見であります。現行のところ、議会の役割・機能の中で、「県民の生命・財産を守ることを第一に考え、」というふうな記述が二箇所ございます。そこで鍵屋先生がおっしゃられるとおり、生命がまず大事だということを強調するためにも、この指針3のところにあります、議会の役割・機能のところにつきまして、「県民の生命を守ることを第一に考え、県民の生命が適切に守られるよう、必要な対応を検討する」というふうに、改正してはどうかと思うんですけれども、ご意見如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいですか。では、鍵屋先生のご意見に従いまして、ここは県民の生命を守ることを第一ということを強調したいと思います。

次、3項目目でございます。「復興期における審議の方向性として、提案型になるよう明記する」ということでございます。鍵屋先生の方からは、復興期における審議はどうしても行政の対応について批判が出るけれども、あまり意味がないよと。提案されることによって、そ

れは無理、こういう理由でだめなんだということがはっきりわかったりするので、「行政批判は最後とし、応急期はむしろ提案をされてはいいのではないか」という言葉をいただいております。そこで現行の案では、そのような応急対策期、それから復旧・復興期という切り分けをしていなかったんですけれども、議会の役割・機能の中に、改正案のところでありますけれども、先ほどご審議いただいた、「県民の生命を守ることを第一に考え、」途中省略しますが、「その際応急対策期には迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案形の議論により県政の監視・評価に努める」というふうな改正案を正副座長として取りまとめさせていただきましたが、これにつきましてご意見いただければと思うんですが、如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：特にご異論ございませんか。では、この改正案に変更させていただきたいと思います。

次、4項目目でございます。「議長のオブザーバー参加の要請」ということで、鍵屋先生の方から災害対策本部の中に少なくとも局長はメンバーに入れた方がいいというお話であるとか、災害時は実力のある人は密にいた方がいいという中で、現状では「オブザーバー参加を要請する」という記述に留まっています。いろいろと正副でも議論させていただいたんですが、市町の場合だと、比較的議会の議長が災対本部に入っていて、そういうことをすると機能するかもしれないんだけど、やはり県という立場になると、災害対策本部の訓練状況も見させていただいたことも踏まえると、なかなかやっぱりその中に入っていくって、議会を代表して何かできるというのは難しいんじゃないかということを感じたところでございます。正副座長としては、鍵屋先生からのご意見はありましたけれども、現行どおりで、必要に応じて、議員及び事務局職員の県災対本部へのオブザーバー参加を要請するというのに留めた方がいいのではないかという意見にさせていただいたところでございますが、これにつきまして皆様のご意見は如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：なければ現行どおりとさせていただきたいと思います。

次に5つ目でございます。「県・市町・国その他関係機関との関係を事前に明らかにするべきではないか」という鍵屋先生のご意見であり

ます。要旨のところにも書いてありますように、県をあんまり議会で拘束しないほうがいいと。応急対策期はサイレントタイムでいけばいいのではないかとということで、市町は支援方法を考えないといけないのではないかと。支援の方針は大事だと思いますが、国その他には逆に要望をいかに上手に伝えていくのかということを経屋先生の方からおっしゃっていただきました。それに基づいて、いろいろとまた正副で話したんですが、現在作られておる指針3の中に、「広域的な地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項の把握に努めて、必要に応じて県執行部に対する要請を行う」という意味で、市町の災害対応の支援に努めるということがまず書いてあります。また、「国会や関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する」ということで、概ね経屋先生からのご提案内容は含まれているのではないかとということで、現行どおりでいいのではないかとということを経副座長としては考えたところでございます。皆様のご意見をお聞かせいただければと思うんですが、如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいですか。それでは5項目目につきましても現行どおりとさせていただきます。

次に6項目目でございます。「視察の積極的な受け入れを議員の活動として記述してはどうか」という経屋先生のご意見がございました。また、藤根副座長の方からも、「議員の現地視察というのは、地元議員がやっぱり受けるというこの役割を基本的にするべきではないか」という、自らの体験も含めてご提案いただいたところでございます。現行の議員の役割・機能の中にも一部書いてあるんですけども、改正案としまして、「国・関係機関等の視察対応については積極的に関わっていく。その際、被害を受けた地域の選出議員は被災地の調査等に当たり、地域と県議会の調整及び市町の支援に努める」というふうに積極的に関わっていく点、それから、もともとは「地域と議会の調整」と書いてあったんですが、「地域と県議会との調整及び市町の支援」というふうに明確に書き加えさせていただいた改正案を作らせていただきました。このことにつきまして、皆様のご意見を伺いたいんですが如何でしょうか。

中村委員：具体的にどうするのかちょっとわかりにくい部分もありますね、こ

れは。議員は何ができるのか。

中嶋座長：議員個々に求められている役割・機能として、この改正案の場合、具体的にどのような行動をしたらいいのかというところが少しわかりにくいのではないかというご意見をいただきました。他の委員の皆さん、いかがですか。

津村委員：被害を受けた地域の選出議員が無事であるかどうか、あと、怪我されているときもあろうかと思いますので、その辺りも、必ず受けた地域の議員は何かしないとあかんみたいな話もちょっと。可能な範囲でという形はどうか。

中森委員：全国的な影響を持つ団体があります。政治団体、宗教団体、それからいろんな社会福祉団体等がいるときには、その地域の関係者が非常に得意とするというか、関わりの深い議員もいれば、そう関わっていない議員もいるというのが現実なんです。それはこだわってはいけないんですけども、被害の内容に応じて、また、被害の程度に応じて、やはりそれは臨機に対応せざるを得ないのかなというふうな気もします。そこは地域の被害地、被害者の思いをしっかりと受け止めながら、得意な議員は積極的にやるし、そうでない議員もそこは懐深くと言うんですか、地域のためを思って対応すると、こういうことが議員に課せられた重要なポイントではないかなと思うんです。例えばロータリークラブのメンバーやったらライオンズクラブ来てもとか、仲間やし、某政党の役員さんが来たら、政党の支部の役員もここにいるのに、その方は積極的にいかなあかん。こういうのは当然みんなお互いこのメンバーも知っているはずです。そこはうまくやるというのが我々の課せられた役割があるので、それぞれケースバイケースに応じて、表現が難しいけども、そこはそういうことで、どう言ったらいいのかね、気持ちはあってもなかなか。それはこっちではなくこっちにしようって書きにくいよね。それは地域性によるというのか、複数の人がおるところはいいけども、そうでないところは。

中嶋座長：鍵屋先生の要旨のところには言葉足らずになっているんですけども、鍵屋先生がおっしゃられたのは、「得意不得意抜きにして、とりあえず積極的に受け入れることでその方々、来ていただいた方々がその地域の応援団になってもらえるので、そのきっかけづくりとしては地元の議員さん是非頑張ってもらいたい」というところが、おっしゃられていた主旨でしたので、その中で積極的に関わっていくという書き方にさせていただきました。確かに中村委員が今おっしゃられるように

関わり方ってどうするのかとか、可能なところ不可能なところ、もちろん今中森委員がおっしゃっていただいたように、得意不得意もあるでしょうし、それ以前に津村委員がおっしゃっていただいたように関わられるような状況にあるのかどうかということもありますので、この点何かもう少し具体的に。

中村委員：きちっと表現は難しいかもわからないので、これ実際としては我々どうしたらいいのかと聞かれたときに、逐条解説的に持ってないとかかんような気がしますね。検討会としては、これはこういうことなんですよという。

中森委員：表現方法、関わる、応じるということだけ入れていただいて、その程度については、さらに得意技を広げるのか、苦手やけども何とか学びたいとか、そういうこととなるわけで、関わることが大事なことです。そうしないとなかなか。そういう団体は嫌いとか言ってしまおうとできないし、物事進まない。それは言っていられへんと思います。

田中委員：この積極的というのがもう少し柔らかく、「可能な限り関わっていく」ぐらいでしたら、状況に合わせていろんな判断ができると思うんですけども。何もかもほっといて積極的にはなかなか難しいです。

中嶋座長：「可能な限り関わっていく」というふうに。実は津村委員のご意見を踏まえて、「その際、被害を受けた地域の選出議員は可能な限り被災地の調査等に当たり」というふうに入れようかと思っていたんですけど、可能な限り、可能な限りになっちゃうというのがちょっと。今ご意見伺わせていただいて悩ましいところであるんですが。

岡野委員：この改正案の、「国・関係機関等」の等の中にはいろんな団体とかが入っていると中森委員のご指摘がここに入るわけですね。ですので、別に地元じゃなくても県議会の責任として全てに関わっていくというようなニュアンスがここに滲み出ていると。積極的に関わって、「その際、被害を受けた地域の選出議員は」云々というふうにあります。いろいろな困難も抱えていると思うので、ここら辺に「可能な限り」ということを入れていただいたらいいんじゃないですか。

廣 委員：委員長が言われましたように、選出議員は可能な限りと入れたら一番すっきり収まるんじゃないかなと、私もそう思うんですけどね。

中嶋座長：前半部分はそのままとというのが岡野委員共々のご意見ということで。

津村委員：被害を受けた地域の選出議員を含め県議会として受け入れる、みたいなことは、やっぱりそこを選出議員だけに、選出議員が可能であればもちろん中心的には受け入れすると思うんですが、やっぱり例えば

国とか大きなところから関係団体に来ていただくと、議会全体として受け入れることにもならないのかなというふうには思うんです。そうするといろんな政党の方とか、いろんな人がおっても、議会として受け入れるというような、柔軟に幅広くできるのかなってちょっと思ったりしたんですが。

中嶋座長：ここは大変申し訳ないですが、議員の役割のところなので、議会の役割の中には一部入れていただいているので議員の役割としてのところでちょっとお考えいただきたいんですけども。

津村委員：わかりました。

中森委員：皆さんおっしゃっているので、改正案の基本的なとおりですね、「国・関係機関等の視察対応については積極的に関わっていく」と、これは全員が関わってくる。関わり方については全員が関わると。その際の地元議員、被災を受けた選出議員は可能な限りということは、骨折したり入院したらできないし、また、私はどうしてもその団体とは会うのも嫌やと。まあ言ったらそういう人も中にはいるかもわからん。その人は誰かがまた来てくれるでそれでいいんちゃうのと。可能でない人もいるかわからんから、やっぱりそういうことでいいんじゃないですか。基本的な運営があるわけやから、みんな関わると。そんなに地元の議員をいじめてもあかんわけや。出て来なあかんやないかって、そういうことです。何やあの人出てくれって言ったら出てもらったらいいわけです、可能な限り。でも足痛いのに無理に出てくるというのは無理やと、そういうことです。それでいいんじゃないですか、可能な限りで。

中嶋座長：そうしましたら、さまざまなご意見いただいたところでありますが、改正案とされた中で、「その際」以降の、「被害を受けた地域の選出議員は可能な限り被災地の調査等に当たり、地域と県議会の調整及び市町の支援に努める」というふうに加えさせていただいて、かつ、中村委員からご指摘いただいたように、じゃあこれって具体的にどうということなのというところについては、もう少しマニュアル等、この検討会の指針を受けて今後の検討をしていく中で、より具体性のあるものを考えておくべきではないかということで、申し伝えていくというご意見でまとめさせていただいてもよろしいでしょうかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：よろしいですか。ありがとうございます。

では、次に7項目目いかせていただきます。公明党からのご意見で

ございますが、災害対策会議に出席できない議員への対応についてどうなっているんでしょうかという問いかけがございました。改めて議員の役割・機能のところを確認しますと、「被災地域等においてやむを得ない状況がある場合は、議会としての活動を優先することはこの限りではない」と記載しています。これは災害対策会議の出席メンバーであろうとなかろうと、やむを得ない状況があればこの限りではないとされているので、現行のままでいいんじゃないかというのが正副座長の意見なんですけれども、この件につきましては如何でしょうか。特によろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは現行のままとさせていただきます。

次 8 項目目でございます。代表者会議の招集日のことについてですけれども、鍵屋先生の方から、議会としてはサイレントタイムを作るべきではないか、特に本当に大きな災害が起こったときには、というお話がございました。これにつきまして、現行では「発災から 72 時間経過後、最初に到来する午後 1 時」というふうに自動招集を決めております。因みに資料 4 って一番後ろに付いているんですけれども、ちょっと見ていただくと、この 24 年前の阪神淡路大震災、それから平成 12 年発災の愛知県の東海豪雨、それから東日本大震災のときの宮城、福島、それから平成 28 年 4 月の熊本地震のときの熊本県、それから紀伊半島大水害の三重県のそれぞれのケースにおいて、発災当日から 3 日目、4 日目から 1 週間後のそれぞれの議会の動きというのをまとめさせていただきました。これもちょっと参考にさせていただきながら正副座長としても、かなりここは議論をさせていただいたんですけれども、招集時期については、やはり発災から 72 時間はまずは生命の救助に当たるということを念頭に、発災から 72 時間後最初に到来する午後 1 時の招集というのは変えずにいこうと。ただし書きを入れて、「災害状況によっては議長の判断により変更することができる」というふうにしてはどうかと改正をさせていただきました。基本的には午後 1 時自動招集だけれども、議長の判断により、より早く集める場合もあるし、より遅くサイレントタイムを取って集めるということもできるように改正してはどうかと思っておりますが、このことにつきましてご意見如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいでしょうか。ではこの案に改正させていただきたいと思い

ます。

4 ページ目にまいります。9 項目目、緊急を要する場合を除き、県執行部に直接連絡をしないという記述があるところにつきまして、鍵屋先生の方から、緊急ということの捉え方が議員によって違うのではないですかというご指摘がございました。現行であるところの、「緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする」というところの記述についてなのですが、改正案としましては、「人命に関わる緊急の場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする」ということで、人命に関わる緊急の場合だけは直接県執行部へ言ってもいいけれども、それ以外は議長を経由しましょうということに、より明確化させていただき改正案を正副座長として取りまとめさせていただきましたが、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

野村委員：具体的になって、例を挙げてというのと、やっぱりこういうふうになるのかなというふうに思いますけど。

津村委員：全てが人命に関わるんだらうと思いつつも、「緊急の」ということを入れていただいていますので、これでいいのかなと思います。

中嶋座長：現行よりはもう少し絞った形にはさせていただいておるところなんですけれども。

中森委員：もう一回ちょっと確認なんですけれども、緊急というのは受け止め方が直ちというのと、24 時間以内というのと、即というのとたくさんあるじゃないですか、速やかに、遅滞なくとか。緊急というのは一番最優先されると思うんですけども、そういうことの認識は、やっぱり緊急というのは 24 時間以内、人命に関わることと。1 ヶ月後が心配だという人命は緊急じゃないという感じの、緊急という文言の一般的なことを認識していただいているということを前提にしたらどうかと思います。それだけです。

中嶋座長：正副座長の間でも、何時間以内にとかいう、緊急のより具体的な例示というのはあるのかなという話もしたんですが、なかなかやっぱり難しい中で、今、中森委員がおっしゃっていただいたように、遅滞なくではなくて、緊急の場合というところで、だいぶ絞りたいなと考えました。

中森委員：質問されたらわかるように何か、そんな敢えて書かんでも国語の教科書じゃないけども、どこかに、こういうのあるのかな、何か要綱とかなんかな、これは条例と違うからないんやな。

中嶋座長：そうですね。指針ですので、逐条解説みたいなものはないんですけども。

中森委員：皆さんの認識が一緒だったらそれでよろしいやんか。

中嶋座長：全員が全員、これが緊急かどうかというのを判断できる尺度というのはなかなかないと思います。主旨としては、やはり各自勝手に県執行部の方へ議員がいろんな情報を出すのではなくて、基本的には議会でまとめてやって欲しいという、この主旨の基に対象を絞ったということで。そういう意味では、緊急、本当に即、という、しかも人命に関わることで、緊急にということ。

中森委員：私の頭は24時間や。

中嶋座長：という考え方なんですけど、よろしいですかね。特にご異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：では改正案のように対象を少し絞らせていただきます。

10 項目目です。「安否確認、情報共有等にLINEを活用するのがいいんじゃないか」という鍵屋先生からのご意見がございました。現行のところをご覧いただくように、「メール、FAX、電話等」という形で、「連絡可能な方法で」ということを書いてあります。本人が使えなくても、お子さんとか家族が使えるでしょうという鍵屋先生のお話もあったんですが、直ちにLINEに移行するというのは困難だと思われるので、よりの確な伝達手段について、マニュアルの検討の中でしっかりやっていただいているかどうか。この検討会としては、指針をまとめて、それに基づいてマニュアルをまた見直していただく際に、LINEの活用も含めた、よりの確な伝達手段は、そのマニュアルの検討の中に持っていくということで、指針としては現状のままでいいんじゃないかなというのが正副座長の意見なんですけど、如何でしょうか。皆様のご意見。

中森委員：現行の「(メール、FAX、電話等)」と括弧されている中に、電話等の中にはLINEが入るというのは想定されますけれども、せっかくご意見をいただいたので、「メール、FAX、LINE、電話等」にしてはどうですか。

中嶋座長：括弧書きの中に連絡可能な方法の一つとしてLINEを。

中森委員：中にLINEも入れて、例として。

中嶋座長：SNSとするよりはLINEと。

中森委員：LINEが一番、せっかく紹介してもらったので。

中嶋座長：というご意見ですけど。

中森委員：最近流行ってるよ、LINEは本当にいいと思う。

中嶋座長：そういう中で、マニュアル検討の際に促していくということも含めてということですね。

中森委員：そうやね。大いに前へ、積極的にLINEも検討の余地ありと思いますけどね。

野村委員：LINE入れてもらうのはいいので、このメール、FAX、電話というところの頭にLINEって入れた方がいいのかなと、もしLINEというのを重要視しているならと思っただけで。

中森委員：横文字だからそこへ入れただけのことで、電話等の等も漢字やから。

津村委員：それも含めて改正案として次の検討をするように申し伝えるということになるということですね。

中嶋座長：そうですね、現状第一の手段はFAXということになっているので、今の並びもこれでいいのかという話もあるかもしれないんですが、検討会ではちょっと議論しづらいというところがあって、具体的なマニュアルの中で、方法論として検討してもらったほうがいいんじゃないかなというのが、正副座長の意見ですので、今時点ではフラットな形で。

中森委員：メールというのは郵便かと思う。これは電子メールのことやろ、メールって言ったら。

中嶋座長：そうですね、電子メール、Eメールです。

中森委員：私は郵便物かと思ったもんで、メールは。じゃないということや。Eメール、電子メール。これはメールと書いてあったらちょっとわかりにくい。人によって考え方が違うので。メールって言っても。私ら素人やもんで、そういうことも含めてあると思うんです。

野村委員：そういうことも含めて検討して下さい。

中嶋座長：そうしましたら、今ご意見いただいたように、指針8の中で、連絡可能な方法の中で、括弧書きで、「(電子メール、FAX、電話、LINE等)により」と変更させていただいて、本当に具体的に一番どの方法がいいのかということはシステムの改築も含めて、マニュアルの中で検討していただくように申し伝えていくということで、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。最後 11 項目目です。発生時の議員の行動の中で、例えば議会にいる場合に、「帰る途中の議員さんが巻き込ま

れたりとか渋滞もあるので、まず情報収集をして安全に帰れるということを確認してから退庁するという方針がいい」という鍵屋先生のご意見がございました。現行のマニュアルでは、「正副議長を除くその他の議員はできる限り速やかに退庁し、自宅等で待機する。登庁していない議員は外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する」となってるんですけども、ここもより具体的な行動の内容になりますので、今後のマニュアル改訂時に検討を行うよう申し伝えてはどうかというのが正副座長の意見なんですけど如何でしょうか。指針としては特に触るところがなくということなんですけれども。

全 員：異議なし。

中嶋座長：よろしいですか。そうしましたらこの部分は、ちょっとご議論いただいた6番目の視察の受け入れの時の具体的な活動の内容だとか、そういうことも含めてマニュアルの中で、改訂の中で検討を行うよう申し伝える内容として入れていくこととします。全体を通じまして、有識者等のご意見に対する課題への対応について何かご意見ございましたら如何でしょうか。特にございませんか、全体として。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは只今お決めいただいたことを反映させた指針案を後日皆様にお配りさせていただきます。できましたら次回までに各会派内でも改めて変更点を中心に確認いただきまして、最終的には修正意見等がありましたらご報告をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは2項目目に入らせていただきます。資料2-1をご覧ください。これまでの議論を踏まえて確認すべき事項の3項目がございまして、はじめに、1つ目の、三重県議会災害対策会議（仮称）の位置づけということについてです。このことについては事務局の西塔調整監の方からその内容について説明させていただきますので、お願いします。

（資料2-2 事務局 説明） 会議規則等説明

中嶋座長：今ご説明いただいたとおり、三重県議会災害対策会議の位置づけを明確にしておいた方がいいであろうという検討の中で、3つの対応案があるというご説明でありました。正副座長としましては、これまで

の議論を踏まえ、対応案の にあります、三重県議会災害対策会議というものを会議規則の別表に規定をしておいて、それで会議の招集者として、議長がメインなんですけれども、議長に事故があるときは副議長、副議長に事故があるときは指針でも取りまとめましたように、議会運営委員会の委員長、その議会運営委員長にも事故のあるときには、第一会派の代表、それでもまだ事故のあるときには第二会派の代表という、第五順位まで今回議論のうえ決めさせていただいておりますので、この会議規則の改正及び規定の作成をしたうえで、その規定の中でさっき申し上げた職務代理規定を記載した、そういう形で取り扱いをまとめていってはどうかなと考えていますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

中森委員：こういう対策会議の位置づけというのは重要であります。せっかくこうやってわざわざ検討会を設置して積極的に取り組んだという証が必要で、さらにこれが後継に繋げていくと。議会というのは我々議員が変わろうと、議会として対応は粛々と継続されるべきものであろうというふうに思いますので、きちんと規定によって、きちんと別表で表現していただいた方が、後々の議員、議会にやっぱり成果が評価されるのではないかなと思います。

中嶋座長：ありがとうございます。ほかご意見如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：それでは、会議規則第 103 条第 1 項に基づいて、別表に規定して、その際、指揮者不在時の扱いを明記するという事で取り扱わせていただくということによろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それではもう一度資料 2 - 1 の方へ戻っていただきますでしょうか。緊急通行車両標章の追加申請のことですけれども、改めて警察本部にも確認をしたのですが、この標章そのものは人とか免許証に交付されるのではなくて、車両が対象になると。しかも災害応急対策の物資輸送等のために使用する車両が緊急通行車両ということになるということから、個々の議員の、災害対策会議のメンバーであったとしても、個々の議員に標章を交付するというわけではないので、現時点では議会の正副議長車は、緊急通行車両標章の申請を受けているんですが、加えて議会のフリーの車があと 2 台ありまして、公用車について全て追加申請をしていくということで、警察本部と協議していくことでやっていくことが現実的であろうと考えてお

りまして、その方針で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それから最後、備蓄用非常食のことについてです。いろいろとこの間も議論させていただいて、執行部としての非常食の備蓄はあるようではありますが、議会として一定の非常食を用意する必要があるということがあります。現時点では議会事務局職員を含めて、議会にいらっしゃる傍聴の方も含めて、非常食の備蓄があるかないかが不明確になっている状況ですので、ここは明らかにした方がいいんじゃないかということで、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、予算化をして購入するということを検討していくと正副座長は考えたところなんです、この点について如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：議員個々に拠出してという話もあって、寄付行為がどうだこうだという話もあったんですけども、やはりここは明確に予算化してやっていくべきではないかということで、今後検討していただくように申し添えていきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。これらの事項につきましては、この検討結果全体の報告の後、代表者会議等しかるべきところで引き継いでいきたいと思えますのでよろしくをお願いをしたいと、ご理解をお願いしたいと思います。大きく2項目目については以上でございます。よろしいでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：それでは3項目目でございます。議案審議の方法等についての協議をお願いしたいと思います。新たな協議事項となりますので、まず議案審議の簡素化、資料3 - 1をご覧ください。この資料3 - 1について佐藤議事課長の方からご説明いただきたいと思えます。お願いします。

(資料3 - 1 事務局 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。今のご説明に関しまして、初めての議論でございますので、何か確認しておきたいこととか質問、ご意見等ありましたら如何でしょうか。

岡野委員：そうするとこれは進め方としてのことなので、ここで今日は聞かせていただいて、あと会派に持ち帰って議論をするということも含めて、

ということで考えてよろしいですか。

中嶋座長：はい。一度ここの議論をした中で各会派に一度持ち帰っていただく必要があるのかなと思っておりますので、その前提で不明な点とか、ご意見も含めてお聞かせいただければと思います。

岡野委員：ちょっと確認なんですけど、そうしましたら、今までやったら審議時間、日程が8日程度あったものが、緊急事態発生時に限っては審議日数が1日ということで、両方ともA案もB案も1日ということで、委員会審査を中心にするのか、本会議を中心にするのかということの違いがあるという認識でよろしいですか。

中嶋座長：そうですね、今回取りまとめたA案、B案はそういうことになります。その前提として検討事項1にある、それは全てのものではなくて、ある程度縛っておく必要があるという意味で、検討事項1と絡んでくるということになります。

岡野委員：そうすると、今まで視察・調査しましたけれども、そういった場合は、もう発災があって、それから対応していただきましたので、事前に決めておいて適応ということにはなかったのではないかなと思うんです。三重県議会として初めて、大規模な災害を想定した場合において、ほかのところでは今までなかったと思いますけど、積極的にこのような形で一応考えておこうということでは、非常に重大な変更になってくるんじゃないかなと思っているんですけど、その辺りどうですか。

中嶋座長：他県の場合ですと、やはり通年議会ではないというところもあって、熊本県の事例、資料4を最後に付けてありますけれども、だいたい1ヶ月以内にそれぞれ予算等もまとめながら、でも議会が閉会中ということで専決をされたりとか、あと岩手県議会では専決は一切認めないという中で、臨時会開いてでも議論するという、それでも1日ぐらいでやってらっしゃったりとか、さまざまな県の対応がそれぞれあるかと思います。三重県議会としては通年議会の中で、こういう予算、通常上がってきたら8日間かかってしまうものをどうしようかというところについては是非議論しておいた方がいいんじゃないかと。それが県民の生命を守るために非常に重要ではないかという観点で、今回議論を提案させていただいているところです。

中森委員：確認ですけれども、この案でいきますと、専決は一切基本的には認めないという前提に置いているということの認識を統一しておかないと、もうちょっと手綱を緩めて、通年議会とはいえ、専決も一部認めるということ。緩めるとですね、議会中であっても専決できるわけで

す。そうなってくると歯止めが効かなくなるので、それは専決はないというのが今三重県議会のスタンスかなと、基本かなということから、1日でも審議をしてスムーズな執行ができるように、我々は配慮、努力するべきではないかなと、こういうことかなと思うんですけども。あとはこの内容のどちらか、本会議ですか、委員会ですかというのは、そこはちょっと微妙なところかなというところですけど。そういうふうに受け止めていいんですね。

中嶋座長：はい。この後専決処分も一部認めていく、広げてはどうかという議論はあるんですけども、それはあくまでもこの災害、緊急事態発災時の対応に係る議案審議を受けたうえで、契約なり議決したものの変更契約については一部専決を認めてもいいんじゃないかというところをこの後提案させてもらいますけれども、基本は今、中森委員がおっしゃっていただいたとおりで、専決を広げるというんじゃないくて、責任ある議会として、1日でもちゃんと審議をしましょうと。だからそれはやっぱり迅速にするべきでという中で、8日間じゃなくて1日という考え方で今回提案させてもらっています。

中森委員：なるほど。

倉本委員：1点検討事項の1のところに出てくる議運であるとか、災害対策会議なんですけど、これはいつの時期に開催をするというイメージなんでしょうか。通常ですと1週間前とかそういう手続きになると思うんですけど、そうすると1週間という空白期間ができてしまうと思うんですが、その辺の考え方というのはどんな感じなんでしょうか。

佐藤議事課長：想定されるのは発災後です。まず、予算あるいは予算関連議案、あるいはその他議案、関連議案です。そういったものが出てきてからこの議運になるのか災害対策会議になるのか、そういったものが招集されて、議会審議をどうしようかということを確認していくという形で考えております。

倉本委員：ある程度状況把握をして予算が組めるという段階にならないとそれは当然出てこないと思うんですが、予算がある程度執行部側でできましたと。それから議運なりを開いて、通常の手続きでいくと、そこからまた少し期間を空けて本会議とか委員会になると思うんですけど、1日でやるにしても。その間ってけっこうもったいないと思うので、その辺を短縮するイメージなのか、それとも通常どおり1週間ぐらいを空けてやるのか、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

佐藤議事課長：イメージとしましては提出された議案をすぐに採決していくと、

速やかに採決して県民の皆様のためにやっていくというのが前提でございますので、例えば提出された予算が出てきた時点で、例えば議会運営委員会を開き、すぐさまこの対象とする議案となるというふうにご判断いただければ、例えば1週間という期間も置かずに、すぐに開催することも可能ではないかなと思っています。ただ、その場その場、その時その時の状況で判断ということになるかもわかりませんが、そういったこともイメージできるのかなと思っています。

倉本委員：そうすると最短でいくとだいたい議運なりを開いて、翌日に本会議みたいな感じになるんですかね。その前に事前にそろそろ予算があがってきたので、この日に議運を開いて、翌日に本会議がどうも開催できそうだという情報だけ流してもらってという、そういうイメージでいいですか。

佐藤議事課長：緊急ということでございますので、例えば朝に議運を開きまして、この審議方法でいいということが確認されれば、すぐさま全員協議会を開いて、その日中に採決まで持っていくということも可能ではないかなというふうに思います。

倉本委員：わかりました。ありがとうございました。

中嶋座長：確認ですけれども、A3の資料にある通常の執行部説明会というのは議会運営委員会が行われる1週間ぐらい前に、まさに倉本委員がおっしゃっていただいたように、開かれているわけですけれども、簡素化のA案にせよ、B案にせよ、内容によっては、全員協議会がスタートでやっていくというのが前提なので、この全員協議会も開く前に対象となるものなのか、否なのかどうかということ、議運ないしは災害対策会議の方で決めると。そのタイミングについては当日かもしれないし、前日かもしれないと、それぐらいの感覚で捉えていただければと思います。

倉本委員：わかりました。

中嶋座長：ほかにご質問とかご意見如何でしょうか。佐藤議事課長、私の今の説明でよかったんですね。

佐藤議事課長：そのとおりでございます。

中嶋座長：そのうえでどちらの意思決定機関がいいのかということも、ちょっとご検討いただきたいなと思います。これまでの総務部からの意見聞き取りのイメージとしましては、まずは議決予算の中でやれるものについては1ヶ月以内に出すということですし、場合によっては議決予算で足りない部分も含めた議案を1ヶ月以内には出すということが以

前の説明資料の中にはありましたので、発災後1ヶ月以内の話が主に想定されるのかなということでご検討いただければと思います。資料4の、これまでの災害の事例もだいたい約1ヶ月以内にそういった予算が出てきている事例も多くあるということでお考えいただければと思います。これは一度各会派でご議論いただいて、先ほどの指針の改正の最終のご意見と併せて次回に会派の意見をいただくということによろしいですか。

中森委員：災害対策会議というのは、政策判断をする場所かなと思うし、議会議事運営委員会というのが議会のどのように進めるかという最高機関だと思うので、そこら辺をどちらかにすることを議論していただいたらどうですか。

中嶋座長：ありがとうございます。

中森委員：そういうことやね、その災害対策会議の役割と議運との役割が違うわけやから。

中嶋座長：今検討事項1に関して、1-1案、1-2案、ないしは2-1案、2-2案、決定する場所についての考え方について、ひとつ考え方をご提示いただきましたので、これも参考にさせていただきながら各会派でご議論いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは議事の簡素化のことについては以上とさせていただきます。併せて、先ほど少し話が出ました、専決処分のことにつきまして、資料3-2をご覧くださいと思います。この3-2につきまして西塔調整監からご説明いただきます。お願いします。

(資料3-2、3-3、4 事務局 説明)

中嶋座長：私の方からちょっと補足説明をさせていただきますけれども、昨年度の予算決算常任委員会の理事会の方で、このことについて議論させていただきました。平常時の場合の軽易なものの考え方と、大規模災害等の発災時の軽易な事情というのは、範囲はやっぱり異なるんじゃないかということを中心に、一定の専決処分は認めるべきではないかと宮城県、福島県の例を踏まえて、正副座長としても考えたところです。その中で、じゃあ具体的にどういったものを対象にしようかということで、3案作らせていただきました。いずれも災害復旧事業または復興事業の工事の請負契約で、5億円以上の議決を要するものという対象は変わらないんですが、対象とされる契約が大規模災害に係る

ものであれば全てというのが、1案になります。これは例えば東北の宮城県とか福島県も東日本大震災に係る災害復旧事業または復興事業の工事請負契約全てにおいて、その変更契約の2割以内は専決でいいですという規定になっています。それを踏まえたものが1案になっています。2案はさらにそれを絞って、先ほど簡素化の議論をさせていただきました。簡素化する対象とする議案が、1日で議決するという案がもし通った場合ですけども、大規模な災害の中でも特に急いで1日なりで議案の審議を簡素化したもの、この議案についてのみ2割の変更を認めるという考え方です。ですので、大規模災害に係る予算案であったとしても、契約案だったとしても、例えば発災後5ヶ月後に出てきたものについては、通常どおり契約の審議は8日間かけてやりますし、その変更契約については、通常どおり、2割以内であっても議決をするという、より対象を絞った考え方になります。3案はさらに、仮に簡素化した議案であったとしても、例えば1年後に2割以内の変更をする、また1年半後にさらにその2割以内の変更をすると。専決処分が何回も何回も続けられていくようなことを避けるためにも、一定発災後いついつ以内に行う変更契約だけは認めると、さらに期間をもって対象を絞っているという専決処分の規定としては一番3案が対象を狭めている内容になっています。その違いがある中での、1案、2案、3案ということで、ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、このことについても、本日は結論がなかなか出ないかと思しますので、先ほどの議事の簡素化と併せて各会派へ持ち帰りいただきたいところではあるんですけども、今の説明等についてのご質問、ご意見、確認したいことがありましたら是非お願いしたいと思います。

岡野委員：ちょっとわかりにくいんですけども、3案が一番絞った形、専決処分を極力押さえないという意味で3案ということであって、先ほども、対象とする災害について1年後とか2年後とあったとしても、というふうなことを言われましたすよね。そうすると1案については、2割以内だったら別に1年後、2年後であっても専決処分で行っていいと、そういう意味で理解していいですか。

中嶋座長：そういうこともあり得ると想定できますので。

岡野委員：あり得る、そういう感じなんですね。そうすると一番絞られているのが3案、そういう位置づけになるわけですね。

中嶋座長：はい。

岡野委員：専決処分をするかどうかについては、それは妥当かどうかというこ

とも前提としてあるわけでしょう。

中嶋座長：おっしゃられるとおりで、専決処分を全くしないと、変更契約は全て通常どおり議決しますという考え方もあろうかと思しますので、それは0案として考えていただければと思いますので、0案を含めてお考えいただきたいなど。

岡野委員：あくまでも仮定の話ですので、非常にばくっとしておるわけなんですけども、今後の対応について、生命を、財産は除いておいて、生命についてのことなんですということですので、緊急として考えてという縛りですよ。

中嶋座長：そうですね。やはり宮城県や福島県、岩手県等も聞かせていただく中、熊本県もそうでしたが、発災直後どうしても既決予算では対応できない、けどどれぐらいの規模で必要なかというところが見えない中で、言い方は悪いかもしれませんが、掴みで必要予算を議案として出して、契約をして、その中で変更していきながら、現実に合わせていくという作業が実際に行われているという事例を踏まえますと、一定の災害対策予算の中の緊急性のあるものについては、変更はある程度認めていかないと、融通が利かなすぎて、議決を待っているのは適正な規模の災害復旧事業ができない恐れもあるんじゃないかということも考えて、専決を一定認めてはどうかというのが、今回の提案の根底にあります。

西塔調整監：ご説明をひとつ資料の3-3のご説明を概略だけなんですけど、忘れてしましまして、申し訳ありません。ちょっとだけご覧いただきますと、資料3-3につきまして、他県の地方自治法第180条の専決の状況につきまして、そのうちでさらに、専決しているうちでも、予算とか、契約部分について抜粋した資料が付いております。またお時間のありますときにご覧いただけたらと思うんですが、例えば上から2つ目の宮城県につきましては、ひとつとして議会の議決を経て締結する工事、まず議決を得て、その製造の請負契約について、契約金額の1割以内で、かつ5千万円以内の変更を行うこと。ただし、議会の議決を経て締結する東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約は、2割以内の変更を行うと、こんな形でさまざま他の県におきまして、専決の規定がございますので、またご参考としていただけたらと思います。

中嶋座長：これは平時のことも含めたものでありますので、三重県議会においては5億円以上の契約で議決した案件は、金額の変更があれば、1割

であろうが2割であろうが何千万以内であろうがなかろうが、議決対象になっていますので、そういう意味でちょっと参考にさせていただければなと思います。如何ですかね。確認されたいこと。ちょっと各会派でご議論いただくことが多くなってしまうんですけども、会派の方で一度ご議論いただいてもよろしいでしょうか。この内容で。

全 員：異議なし。

中嶋座長：よろしいでしょうか。ではすみませんが、ちょっと宿題が多くなってしまうんですけども、各会派で先ほどの議事の簡素化と併せて専決処分ありなし、ある場合はどうするかということについてご議論いただきたいと思います。

最後にその他として、次回の検討会の日程なんですけれども、2月15日の金曜日、約1ヶ月後になるんですが、2月15日の議案聴取会終了後、その後議運が入っているんですね。議運が終わった後にさせていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。これだいたい何時頃になるか、事務局、これ午後になりそうですか。

西塔調整監：そうですね、聴取会につきましては、2日目、初日が本会議上程されまして、聴取会初日、それから2日目の聴取会の日になりますので、概ね過去は午前中に聴取会が終わりまして、午後から議運が開かれて、ちょっとご説明がここになかったんですが、議運の後に予決の理事会というのも開かれそうですので、その後になってこようかと思えます。推測ですが、午後の1時半とか2時とか、そういった辺りになるかと思えます。

中嶋座長：見込みでありますけれども、2月15日金曜日の午後1時半から2時スタートという形で考えていただいたんですが、よろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは、本日ちょっと持って帰っていただくことが多くなるんですけども、指針(案)の修正の部分の確認、それから議事の簡素化の話、それと専決処分の扱いについては各会派に持ち帰りとなりましたので、ご検討いただき、次回の会議でのご報告をお願いしたいと思います。ご協議いただく事項は以上となりますけれども、この際、ほかに何かございましたらお願いいたします。

全 員：意見なし。

中嶋座長：特にございませんか。ないようですので、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。